



令和2年度 文部科学省 科学技術調査資料作成委託事業
我が国の研究倫理教育等に関する実態調査・分析業務
〈報告書概要〉

2021年3月



目次



項目	タイトル	頁
1	調査の概要	3
2	アンケート調査結果	4 – 8
3	ヒアリング調査結果	9 – 10
4	今後の課題	11 – 15

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

- 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日、文部科学大臣決定）の適用から5年が経過し、ガイドラインの適用を受ける全ての研究機関において、研究不正への対応に関する規程・体制の整備が進められるとともに、研究者に対する定期的な研究倫理教育が実施されるなど、ガイドラインに基づく取組が定着してきた。今後の研究公正に係る施策を検討するに当たって、ガイドラインに基づくこれまでの取組を検証し、それを踏まえた改善や実効性の向上に向けた対応を講じることが重要である。
- 本調査では、アンケート調査において研究機関における研究倫理教育の取組、研究者や学生の研究公正に関する認識や取組、研究公正に関わる人材・体制に関する状況など、研究公正に関する実態を把握するとともに、ヒアリング調査において研究公正に係る取組の状況や特徴的な取組を調査・分析し、これまでの研究不正に係る取組を検証することにより、今後の研究不正に係る施策の検討に必要な基礎的な知見を得る。

(2) 調査の方法等

- 調査期間：2020年9月30日～2021年3月31日
- 調査の実施体制：公益財団法人未来工学研究所が実施。調査に係る助言を得るため、未来工学研究所に研究公正・研究倫理教育や統計分析について知見を有する専門家（人文・社会系分野、理工系分野、生命科学・医学系分野の専門家を含む）からなる事業委員会を設置。

井野瀬 久美恵	甲南大学 文学部 教授（主査）
田中 智之	京都薬科大学 病態薬科学系 薬理学分野 教授
土屋 隆裕	横浜市立大学 データサイエンス学部 データサイエンス学科 教授
松澤 孝明	日本医療研究開発機構（AMED） 研究公正・業務推進部長
依田 照彦	早稲田大学 理工学術院 名誉教授
- アンケート調査
 - ・ 調査対象：国内の研究機関、研究者及び博士課程学生
 - ・ 調査内容：研究倫理教育、研究公正に係る取組と認識、研究公正に関わる人材・組織・体制 等
- ヒアリング調査
 - ・ 調査対象：京都大学、新潟大学、大阪市立大学、慶應義塾大学、日本大学（5大学）
 - ・ 調査内容：研究公正に係る取組状況や特徴的な取組等

2-1. アンケート調査結果（回答状況）



（1）回答数と回答率

- 研究機関 : 1,079機関（回答率73.6 %）
- 研究者 : 10,626人（回答率59.0 %）
- 博士課程学生 : 1,549人（回答率38.2 %）

（2）研究機関の機関種別の回答状況（規模別）

- 研究機関の機関種別内訳は、国立大学が7.0%、公立大学が6.7%、私立大学が44.4%、国研・独法・国立機関が6.9%等であった。

（3）研究者・博士課程学生の方分野別回答状況

- 研究者は、人文社会分野が38.9%、理工農分野が36.2%、保健分野が20.9%であった。
- 博士課程学生は、人文社会分野が37.3%、理工農分野が32.2%、保健分野が24.3%であった。

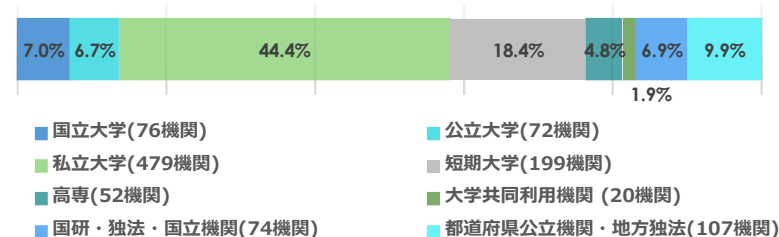
（4）研究者の職位別回答状況

- 研究者は、役職者が20.3%、教授相当が29.3%、准教授相当25.0%、講師相当が11.5%、助教・研究員相当が13.0%、ポスドクが0.6%であった。

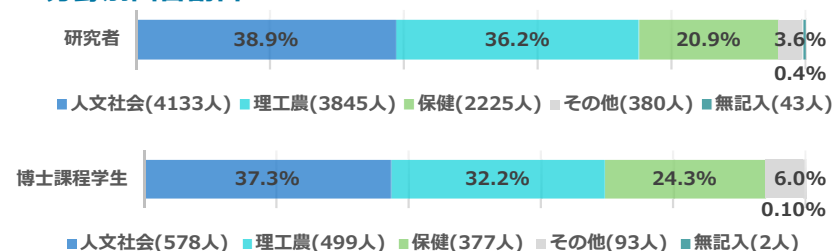
（5）競争的研究資金による研究への参画の有無

- 2015年度以降に政府の競争的研究資金による研究に参画したことがある研究者は66.5%であった。

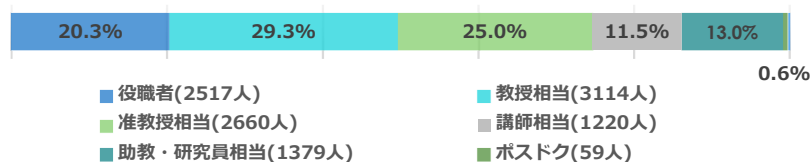
【研究機関向けアンケート】
研究機関種別の回答割合



【研究者／博士課程学生向けアンケート】
分野別回答割合



研究者の職位別回答割合



競争的研究資金による研究への参画の有無



2-2. アンケート調査結果（研究倫理教育）

研究機関

- 研究倫理教育の頻度は「毎年度」が最も多い。毎年度、研究者の研究倫理教育の受講確認を行っている機関は94%である。
- 研究倫理教育責任者に期待する役割は、教員・研究者に対する研究倫理教育の実施が多い。
- 学部1年生からレポート作成指導を開始する機関は63%である一方、指導していない機関は11%である。
- 採用時に研究倫理教育の受講状況を確認している機関は半数以下、研究倫理教育を実施している機関は53%である。
- 指導教員・研究室主催者（PI）を対象とする研究倫理教育を行っている機関は7%と少ない。
- 研究者向けの外国語による研究倫理教育の実施は26%、外国語による研究倫理教育教材やハンドブック等の作成は10%と少ない。

研究者・博士課程学生

（研究倫理教育の受講状況）

- 2015～2019年度に研究倫理教育を受講した研究者は95%、学生は84%であり、2019年度に受講した研究者は69%、学生は54%であり、受講していない研究者は5%、学生は16%である。

（研究倫理教育の受講方法）

- 研究者の研究倫理教育の受講方法は、eラーニング（eAPRIN）が65%、セミナー・ワークショップが58%と高く、双方向型の教育や映像教材によるものは、それぞれ14%と低い。学生の研究倫理教育の受講方法は、eラーニング（eAPRIN）が57%、大学院の講義（必修）が53%と高く、双方向型の教育や映像教材によるものは、それぞれ20%、13%と低い。いずれも、映像教材を利用している場合、双方向型教育を受講したとの回答割合が高い。

（研究倫理教育の内容）

- 研究者の研究倫理教育は「研究に取り組む上での心得・行動規範」「研究データの取扱い・保管」「研究不正に関する事例」「ガイドライン」が95%以上と高く、「分割投稿」「研究室マネジメント・学生への指導」が80%以下と低い。学生の研究倫理教育は「研究に取り組む上での心得・行動規範」「研究データの取扱い」が95%以上と高く、「オーサーシップ・謝辞」「共同研究」「分割投稿」は80%以下と低い。

（学生のレポート作成等の教育時期）

- 学生がレポート作成等の教育をはじめた時期は、学部2～4年が最も多い。

（学生への指導内容）

- 指導教員が、博士課程学生に対して研究公正に関する指導を行う内容は、「出典・引用のルール・方法」の割合が97%と最も高く、次いで「研究に取り組む上での心得・行動規範」「データのトレーサビリティの確保」「研究ノート・実験データの確認等」「ガイドライン・学内ルール」が85%以上と高くなっている。一方、学生が、指導教員から研究公正に関して指導を受ける内容は、「研究に取り組む上での心得・行動規範」の割合が約9割と最も高く、次いで「出典・引用のルール・方法」「研究ノート・実験データの確認等」が85%以上と高い。指導教員から研究公正について指導を受けたことがない学生は17%である。
- 研究の再現性に関して指導教員から統計処理等に関する指導は受けたことがない学生は48%、データのトレーサビリティについての教育・指導を受けたことがない学生は43%である。

（研究ノートの内容の確認・指導）

- 学生の研究ノートの内容確認について、指導教員は「概ねしている」が39%と最も高く、「全くしていない」が6%であるが、学生は、指導教員による研究ノートの内容を「時々確認している」が38%で最も高く、「全くしていない」は27%である。

2-3. アンケート調査結果（研究公正に係る認識・取組）

研究機関

- 研究機関の規程において、特定不正行為以外の不正行為・不適切な行為の定義に、不適切なオーサーシップ、二重投稿、研究データの破棄・不適切な加工等を定義している機関が70%以上と多い。
- 研究者の異動・退職等に伴う研究データの管理方法について「一概に言えない」が54%と多い。
- 採用・昇進時の評価に研究公正の視点を含めている機関は34%である。

研究者・博士課程学生

（先行研究の引用等）

- 論文執筆に当たり、先行研究（自己・他者）と当該論文の新規性を区別するため、先行研究からの適切な引用を「常にしている」研究者は86%、「全くしていない」研究者は0.1%、「常にしている」学生は83%、「全くしていない」学生は0.1%である。
- 他の著者が引用した文章をさらに引用する場合「常に元論文等から引用している」研究者は67%、「全くしていない」研究者は0.3%、「常に元論文等から引用している」学生は65%、「全くしていない」学生は0.2%である。
- ウェブサイトから引用する場合「記事等のタイトル・著者名、URL、アクセス日を全て記載している」研究者は59%、「全く記載していない」研究者は5%、「全て記載している」学生は63%、「全く記載していない」学生は5%である。
- 他の研究者・学生のアイデアを使う際の了解を「常に取得している」研究者は79%、「全くしていない」研究者は2%、「常に取得している」学生は74%、「全くしていない」学生は3%である。

（データの取扱い）

- 論文に画像を掲載する際、画像の加工方法を注釈として「常に記載している」研究者は54%、「全くしていない」研究者は9%、「常に記載している」学生は56%、「全くしていない」学生は5%である。
- 卒業・異動等の際の研究データの管理について「オリジナルを研究室に残し、異動等した者が写しを保有する」が33%、「一概に言えない」が34%である。

（二重投稿）

- 出版済又は投稿中の論文と本質的に同一内容の論文を投稿することを「不正行為に該当する」と考える研究者は88%、「一概に言えない」と考える研究者は12%、「不正行為に該当する」と考える学生は81%、「一概に言えない」と考える学生は18%である。

（オーサーシップ）

- 論文投稿に当たり、当該分野のオーサーシップ基準や学術誌の基準に適合することを「常に確認している」研究者は67%、「全くしていない」研究者は2%である。「常に確認している」学生は63%、「全くしていない」学生は3%である。

（再現性の低さ・研究不正の要因）

- 再現性が低い要因は「研究者の資質・技術の問題」「研究室における指導が不十分」と考える研究者が29%、25%と多く、次いで「データ開示が不十分」と考える研究者が多い。
- 研究不正の要因は、「論文数の多さや著名な学会誌に掲載されることが研究者にとって有利」と考える研究者・学生が最も多い。次いで研究者は「研究者の資質」「研究室の不適切な指導」「研究室における指導・監督が不十分」が続き、学生は「研究室の不適切な指導」「研究者の資質」「学問分野が細分化し研究者の相互の研究内容の把握が困難」が続く。

2-4. アンケート調査結果（研究公正に係る人材・組織・体制）

研究機関

- 研究公正の知見・ノウハウの蓄積方法について、規程作成などルール化は81%、マニュアル・ハンドブックの作成は59%、事務局に集約は74%であり、特定の研究者に集積している機関は20%である。
- 研究倫理教育の講師の選任は「研究倫理教育責任者」が52%と最も多く、次いで「外部へ依頼」が48%であった。
- 研究倫理教育の講師の育成に取り組んでいる研究機関は28%であり、外注するので育成する必要がないとしている研究機関は30%である。また、専門の育成プログラム（開発中を含む）により育成している研究機関は1%である。
- 他の大学や研究機関と連携して研究公正の取組を行っている研究機関は7%と少ないが、51%の研究機関が他機関と連携したいと考えている。
- 研究者・学生が研究倫理について相談できる専門の研究者を配置している研究機関は7%、事務局に配置している研究機関は53%である。
- 過去5年間に予備調査委員会又は本調査委員会を設置した機関は20%である。

研究者

- 研究倫理教育の講師経験について、研究機関内の講師の経験者は7%、研究機関外の講師の経験者は2%である。
- 研究公正・研究倫理について、研究者の46%が相談したことがあり、相談相手は、同年代の研究者が46%、上位の研究者が44%と多く、研究倫理教育責任者（17%）や研究機関の相談窓口（15%）は低い。
- 身近な研究者や学生による研究不正や不適切な行為（疑いを含む）の見聞については、「他の指導教員の不適切な指導・ハラスメント」が32%と最も高く、次いで、「不適切なオーサーシップ」が24%、「不適切な引用」が16%と高い。
- 指導教員から学生への指導に関して、「優れた研究成果を早期に出すことに対してプレッシャーを与える」「限られた期間では実現が難しい高いレベルの成果を要求する」「自分の考える研究上の仮説や学説に合う結果を出すように指導する」の行為について、「よくある」と回答した研究者は、割合は低いがそれぞれ0.9%、0.6%、0.5%である。

博士課程学生

- 研究公正・研究倫理について、学生の57%が相談したことがあり、相談相手は指導教員が72%であり最も高く、研究倫理教育責任者（14%）や研究機関の相談窓口（9%）は低い。
- 身近な研究者や学生による研究不正や不適切な行為（疑いを含む）の見聞については、「他の指導教員の不適切な指導・ハラスメント」が28%と最も高く、次いで、「不適切なオーサーシップ」が15%、「不適切な引用」が10%と高い。
- 指導教員から学生への指導に関して、「優れた研究成果を早期に出すことに対してプレッシャーを与える」「限られた期間では実現が難しい高いレベルの成果を要求する」「自分の考える研究上の仮説や学説に合う結果を出すように指導する」の行為について、「よくある」と回答した学生は、それぞれ8%、7%、4%である。

2-5. アンケート調査結果（その他）

研究機関

- 紀要の査読は研究機関の内部の研究者が行っていることが多い（74%）。外部の研究者による査読を行っている機関は21%である。
- SNSによる情報発信についてルールを定めている機関は15%であり、ルールを定めず個々の研究者の判断によることとしている研究機関は半数以上である。
- 研究公正に関する意見（自由記述）では、研究不正の要因として外部予算獲得勸奨や過度の成果主義が指摘され、大学や学部・学問分野により状況は異なり共通ルールで縛るのは困難である、全ての機関に対して不正があった機関と同じルールの適用は不合理である等の意見がある。

研究者

- 研究紀要を発行している研究機関について、「外部の研究者が査読している」研究機関は21%であり、「機関レポジトリ等からの外部アクセスすることが可能」（81%）や「研究機関内部の研究者が査読」（71%）と比較して低い。
- COVID-19関連の研究について、「他の研究と同様に慎重に倫理審査や査読を行うべき」に「同意する」又は「どちらかと言えば同意する」割合（70%）は、「より多くの研究成果が発表されるように優先して実施」に「同意する」又は「どちらかと言えば同意する」割合（18%）と比較して高い。
- SNS利用について、「SNS発信でも研究者は研究公正や責任ある研究行動の原則が当てはまる」に「同意する」又は「どちらかと言えば同意する」割合（75%）は、「原則が当てはまらない」に「同意する」又は「どちらかと言えば同意する」割合（15%）と比較して高い。
- 研究公正に関する意見（自由記述）では、研究不正の要因について、研究者の資質・倫理観・モラル、研究費の獲得、不安定な雇用やポスト、論文数中心の研究者評価、短期的成果主義等の意見があった。その他、研究分野による考え方の差異、国や第三者による研究不正調査・監視・相談を可能とする体制整備の必要性、研究者の自覚と素養における問題、指導的立場にある教員の指導の在り方やハラスメント、研究機関等の問題、研究倫理教育の早い段階からの実施等に関する意見がある。

博士課程学生

- COVID-19関連の研究について、「他の研究と同様に慎重に審査や査読を行うべき」に「同意する」又は「どちらかと言えば同意する」割合（72%）は、「より多くの研究成果が発表されるように優先して実施」に「同意する」又は「どちらかと言えば同意する」割合（20%）と比較して高い。
- SNS利用について、「SNS発信でも研究者は研究公正や責任ある研究行動の原則が当てはまる」に「同意する」又は「どちらかと言えば同意する」割合（64%）は、「原則が当てはまらない」に「同意する」又は「どちらかと言えば同意する」割合（27%）と比較して高い。
- 研究公正に関する意見（自由記述）では、研究不正の要因について、研究資金及びアカデミックポストの不安定さに問題があるとする等の意見があった。その他、研究分野（文系理系）による研究不正の考え方の差異がある、中立な立場から相談に乗ってくれる研究倫理の監視組織を置くことは重要、過度の成果主義特に研究論文数ばかりを問題にする評価システムが問題、指導的立場にある教員の影響力や研究公正に関する認識の向上が必要、研究倫理教育に関して研究者になる前から教育すべき等の意見がある。

3-1. ヒアリング調査結果（大学における特徴的な取組等①）

概要

- 各大学とも「研究公正や研究倫理教育は最重要である」と認識している。研究公正に関するガバナンスの強化、研究公正や研究倫理に係わる行動規範や行動指針等の周知、研究不正が発生しそうな場合や発生した場合の手順の策定などを行っており、トップマネジメントとして危機感を持って対応していることが伺える。
- 各大学ともガイドラインが求める研究不正に関する規程・体制を整備し、研究倫理教育を実施している。
- なお、ヒアリングを行った大学の特徴的な取組は、以下のとおり。

京都大学

- 学部生への全学共通科目として「公正な研究について」の授業や入学時・卒業研究年次の年度当初にガイダンス等を実施し、レポート課題や修士・博士論文における剽窃の有無について確認を行うため剽窃検知オンラインツールを導入し、修士・博士論文執筆前に対面で研究公正の基本についてのチュートリアル等を実施するなど、学部生・大学院生に対する研究倫理・研究公正教育が進んでいることが伺える。
- 研究不正調査を行うに当たって、現場で調査を担う部局調査委員会と、部局調査委員会でまとめられた調査結果を検証する常設の本部委員会の二階建ての委員会構造により、大学本部のリーダーシップの下に研究不正を無くすべく危機感を持って研究不正調査を厳格に行う体制を構築していることが伺える。

新潟大学

- 教員だけでなく大学院生も研究倫理教育の受講義務者として位置付け、学生の論文を確認するための剽窃チェックソフトを組織的に導入し、全国に先駆けて査読が不十分な論文を掲載する粗悪学術誌への投稿が行われないよう対応方針を策定し全学への周知を実施するなど、大学本部のリーダーシップの下に幅広く研究公正に取り組んでいることが伺える。
- 大学本部として、現場で挙がってくる研究倫理教育に関する不明な点や疑問点に対処できるように、現場の要望を聞きながら、学部・研究科の単位でのメンターを配置することを今後の取組方針とするなど、組織的な体制強化について高い意識を持っていることが伺える。

3-2. ヒアリング調査結果（大学における特徴的な取組等②）

大阪市立大学

- 大学本部で、e-learning（3種類）、通読用テキスト（2種類）、大学主催の研究倫理教育セミナーの3つのカテゴリの教材を用意し、その中から各研究院の研究分野の特性に応じて教材を受講できるようにするなど、研究分野の専門性を考慮した取組を行っていることが伺える。
- 2022年4月の大阪府立大学との大学統合に向けて、新大学における大学院の授業科目として研究倫理を必修とすべく、設置認可を申請しており、研究倫理教育推進部門の強いリーダーシップが伺える。

慶応義塾大学

- 6キャンパスで自律的に学部を運営し研究活動を行っていることから、各学部・研究科等の自治が尊重されている。このため、人社系や理工系の学部・研究科レベルあるいは学科・専攻レベルで、研究倫理・研究公正に関して多様な取組を行っていることが伺える。
- 2013年に論文の盗用や剽窃などが発覚したことから、現行のガイドラインが策定される前年（2013年）から研究担当常任理事を中心とする研究活動に関するコンプライアンス検討委員会を立ち上げ、研究不正防止のための体制整備を開始した経緯がある。過去に不正のあった事例を事例集として学内で配布し学内で共有する等、危機意識を持って研究公正に対する取組を行っていることが伺える。

日本大学

- 研究倫理教育を確実に受けさせることが重要であるとし、100%の受講率を目指すことで研究倫理教育の漏れをなくすとの考え方により、全教員及び研究費を受給している大学院生を受講義務者として統一的なe-learningを受講させており、大学本部の強力な管理の下に堅実な研究倫理教育を行っていることが伺える。
- 大学院生全員に対して初年次に研究計画書を提出させ、指導教員はこれに対して研究指導計画を記入した文書を作成し、両者の自署の下に第三者（大学院委員会）が保管することによって研究の公平性を保ち研究不正の歯止めになるような取組（理工学部（大学院研究科））など、研究科レベル等で研究公正に関してユニークな取組を行っていることが伺える。

4-1. 今後の課題（まとめ）

- 今回の調査結果は、研究倫理教育の受講や研究公正に係る認識や取組について、研究者や学生の専門分野・立場・職位等あるいは研究機関の種別・規模等によって様々な差があることを示しており、それらを意識、確認することが、今後の施策検討の第一歩である。

- (1) 今後は研究機関や研究者の多様性に起因する様々な差を考慮した上で、多様な研究機関・研究者・学生により適した研究倫理教育の実践や研究公正への取組を奨励することで、教育や取組の実効性を上げていくことが求められる。
- (2) 研究機関や研究倫理教育責任者、指導教員がそのような取組を効果的にそして効率的に行っていくためには、どのような取組（ベストプラクティス）があるか等の具体的な情報共有を進めることが重要である。こうした情報共有は各大学・研究機関単位では難しく、研究機関や部局が連携し、ネットワーク型で対応する必要がある。研究機関等の様々な多様性を反映したネットワーク型の連携での情報共有が進めば、個々の研究機関においてより効果的、効率的な研究倫理教育、研究公正の取組が促進され、研究者と学生の研究公正の理解が深まっていくことが期待される。

- 今後の研究倫理教育、研究公正に関する取組の課題を以下の3つに整理した。これらの具体的な内容は次頁以降に示す。

(1) 研究倫理教育

研究者・学生の研究分野や立場・職位等に応じた研究倫理教育の内容とすることが重要と考えられる。その際、研究倫理教育を受けた内容が行動に結び付くことが重要であるため、印象に残りやすい方法や、議論やロールプレイを伴う実践的な方法等の活用を併用することが考えられる。

(2) 研究公正に係る認識・取組

研究を進めるに当たっては、研究室・ゼミに所属する研究者や学生間で、研究公正に関する認識・理解の差異が生じないことが重要であり、指導教員や学生等の共通認識・理解の醸成・コミュニケーションを促進することが必要である。なお、指導教員においては、学生等への指導の在り方には留意が必要である。

(3) 研究公正に係る人材・組織・体制等

研究者や学生の研究公正に関する相談に対応できるよう、研究公正に係る知見等の集積や相談・サポート人材等の育成・確保が課題であるが、規模等の異なる個々の研究機関において十分な対応を行うことは難しいと考えられる。研究機関間の連携はあまり進んでいないが、多くの研究機関が他機関と連携したいと考えていることから、学術コミュニティを中心として、研究機関・研究者のネットワークを構築し、情報共有を進め、課題に対応することが望まれる。研究機関の経営層のリーダーシップにより対応することが望まれる。

4-2. 今後の課題（研究倫理教育）

職位や立場に応じた研究倫理教育

- 指導教員と学生の認識で差異が見られるが、指導する側と指導を受ける側で具体的な行動や考慮する事項は異なると考えられるため、それぞれの立場で適切な行動・振る舞いを行うためには、職位や立場に応じた研究倫理教育の内容を充実させることが重要である。

研究分野の特性に応じた研究倫理教育

- 基本的な事項は研究分野によらず教育が行われているが、研究分野によって研究手法やルールが異なる点もあるため、それぞれの研究分野の特性に応じた研究倫理教育内容の充実を図っていくことが重要である。

実践的な研究倫理教育の方法

- 自学自習方式だけではなく、ロールプレイや討論を伴う実践的要素を含む双方向型の方法や映像教材といった印象に残りやすい方法の活用を、学術コミュニティや研究機関にて検討することが重要である。

外国人研究者・留学生に対する配慮

- 外国人研究者や留学生が日本で研究を実施する際に必要な研究公正の理解を深めるため、外国語による教育や外国語の教材やハンドブックの作成の充実、受入れ時の研究倫理教育の受講確認等の対応が課題である。

採用時の研究倫理教育の確認・実施

- 研究不正の要因として、研究者の資質、研究倫理教育、研究室・ゼミにおける指導等が指摘されており、採用時に研究倫理教育の受講状況を確認するとともに、研究倫理教育を実施することを徹底し、その後定期的に研究倫理教育の受講状況を確認することが重要である。

4-3. 今後の課題（研究公正に係る認識・取組）

研究指導、指導教員・学生等の共通認識・理解

- 研究不正の要因として不適切な指導や指導の不十分さが上位に挙げられていること、研究実施や論文執筆等において指導教員と学生の認識に差があることから、公正な研究活動、研究実施・論文作成に当たっての注意点、不正行為・不適切行為の判断基準等について、指導教員と学生の間で共通認識を持ち問題が起きにくい環境が構築されるよう、関係者が連携して対応することが重要である。

不正行為・不適切な行為の取扱い・判断基準

- 研究の手法や不正行為・不適切な行為の取扱い等は研究分野により異なる場合があるが、個々の研究機関で取扱い・判断基準等を検討することは難しいことから、学術コミュニティでこれらの知見等を集約・整理されることが期待される。

研究ノート・データの管理

- 研究論文に係る資料（ノート・記録、データ、試料等）の取扱いが具体的に決まっていない又は理解されていないケースがあると考えられるため、研究論文に係る資料の保存・開示の仕組みについて、明確化・周知徹底が必要である。

研究紀要

- 研究紀要のデジタル化が進み公表される機会も増えていることから、国内外の学術誌への投稿と同様、論文の適切性を確認し投稿することが重要である。投稿規程や査読体制の在り方等、研究機関における検討が必要である。

4-4. 今後の課題（研究公正に係る人材・組織・体制等）

研究公正に係る機関・研究者のネットワーク

- 研究公正に係る知見・ノウハウ等について、個々の機関では知識の集積や検討には限界があるため、他機関の知見等を活用できれば、各々の機関の負担軽減にもなり効果的と考えられる。このため、学術コミュニティにおいて、研究機関・研究者のネットワークを形成し、情報共有を進め、各課題に対応することが望まれる。

研究倫理教育責任者の役割

- 職位・立場、研究分野の特性を踏まえた研究倫理教育を行うとともに、研究室・ゼミ内における研究指導や共通認識・理解が一層重要となると考えられる。研究倫理教育責任者は、このような課題に対応するため優れた指導性を発揮できるよう、研究倫理教育に他の研究者以上に取り組むことが重要であり、そのための環境整備が求められる。

身近な相談者・サポート体制

- 研究者や博士課程学生が研究公正に関する相談を行う割合は低くないが、公正かつ中立的な立場から専門的な助言ができる人材・体制は十分でないため、身近な相談者やサポート体制のあり方について検討が必要である。

研究公正を担う人材の育成

- 研究倫理教育責任者等をサポートする人材、研究倫理教育の講師、研究不正に関する相談・サポートに対応できる者など、研究公正を担う人材の育成の必要性を多くの機関が考えているが、具体的な人材育成プログラムはほとんどないことから、このような人材の育成・確保の在り方が課題である。

4-5. 今後の課題（研究環境の改善等その他の課題）

研究者の研究環境

- 研究不正の要因として、論文数やインパクトファクター等による研究者の評価、研究予算やポスト獲得に向けたプレッシャー等、研究不正の誘惑を含めた研究環境の問題がある。

研究公正に係る取組の工夫・トップマネジメント

- 研究機関のトップマネジメントが強いリーダーシップを持って検討し、解決策を講じていくことが望まれる。
- 研究公正の諸課題の解決のためにリーダーシップが発揮された結果、今まで潜在していた研究不正が顕在化することもあり得る。その場合、不正防止に失敗したと捉え監督責任等を問う動きが生ずる可能性があるが、研究倫理教育の改善や研究公正の向上、研究不正の告発への適切な対応にリーダーシップを発揮したのであれば、このような対応を積極的に評価することが研究公正向上の動機づけとして重要である。